

公 示 日：2023 年 11 月 15 日（水）

調達管理番号：23a00718

国 名：エジプト

担 当 部 署：中東・欧州部中東第一課

調 達 件 名：エジプト国大エジプト博物館マネジメント支援（文化遺産活用）【有償勘定技術支援】

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：文化遺産活用
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024 年 1 月上旬～2024 年 8 月下旬
- （2）業務人月：3.75
- （3）業務日数：
 - ・ 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 42 日、整理業務 2 日
 - ・ 第 2 次 準備業務 2 日、現地業務 25 日、整理業務 5 日
 - ・ 第 3 次 準備業務 3 日、現地業務 20 日、整理業務 2 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見積書提出部数：1 部
- （3）提出期限：2023 年 11 月 29 日（水）（12 時まで）

(4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」の「別添資料 11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年12月8日(金)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40点

- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	博物館における文化遺産活用に係る各種業務
対象国及び類似地域	エジプト／中東地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エジプト・アラブ共和国（以下、「エジプト」という。）において観光セクターは、経済波及効果・雇用創出効果が大きく、当国の四大外貨獲得源の一つであり、経常収支の黒字化を目指す上での重要産業として位置付けられている。中でも、歴史的文化遺産の有効活用は、観光セクターにおいて最も重要な課題の一つであり、これまでルクソール、アレキサンドリア等において博物館等の建設を進めてきた。当国で最も重要な歴史的文化遺産を保存・展示しているカイロ博物館（1902年に開館）は、開館から100年以上が経過し、建物・設備の老朽化が目立っている上に、展示のためのスペースや技術、人材が不足し、近代的な博物館としての機能は低い水準に留まっている。かかる問題の解決のために、その収蔵品の価値に見合った、保存修復・展示・研究・教育を行える機能を備えた新しい博物館の整備が急務であったことから、エジプト政府より日本政府に対して大エジプト博物館（Grand Egyptian Museum。以下、「GEM」という。）の建設に対する円借款供与の要請がなされた。これに対し、日本政府は「大エジプト博物館建設事業」への円借款供与（第1期：2006年5月L/A調印、承諾額34,838百万円、第2期：2016年10月L/A調印、承諾額49,409百万円）を決定し、2021年内の完工を目指し建設工事が進められていたが、2019年12月の新型コロナウイルスの感染拡大、物価高騰の影響を受けて開館が延期されており、現在は2023年内に完工を目指しているものの、開館時期については大統領決定事項で未だ決定していないが、2024年中の開館と言われている。

これまで JICA は、GEM に関して円借款に加え包括的な支援を行っている。具体的には、「大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト」（GEM Joint Conservation Project。以下、「GEM-JC」という。）を通じ、GEM 保存修復センタ

一をエジプトにおける文化財保存修復の中心的な研究機関にすべく、同職員に対し保存修復技術等の能力向上を目的とした技術支援を実施している。また、「大エジプト博物館運営・展示プロジェクト」(Capacity Development Project for Management and Exhibition of GEM。以下、「GEM-CD」という。)を通じ、GEMの職員に対して、博物館運営及び展示に係る能力向上に向けた技術支援を実施している。さらに、「第二の太陽の船復原に係る業務」を通じ、将来 GEM での展示が予定されている「第二の太陽の船」の復原考察等を支援している。

2019 年、エジプト政府より GEM の運営に係る要請を受け、日本政府は「大エジプト博物館マネジメント支援」等を通じ、GEM の第一館長補及び必要な専門家を派遣し、開館の準備を始めてきた。これまで、当該の専門家は第一館長補と協力し、GEM の文化遺産を活用した博物館広報や展示についての助言、また博物館運営職員のマネジメント能力を強化するためにカウンターパート(以下「C/P」)との連携を実施してきており、開館を見据えた研修、国立民族学博物館と GEM との MOU の署名の実現等を図ってきたが、開館時期が未だ決定しておらず、GEM 側の組織体制を含む開館準備が整っていないことから、開館後の安定的で実用的な運営を確立させるために、引き続き、開館後の運営を見据えたエジプト国内外の博物館・研究機関との連携強化や、所蔵する文化遺産に見合った展示等を行うための新しい博物館のあり方等について、GEM に対して継続的な支援と助言を行う。それによって当国での観光セクターの発展及び経済の安定、また日本のビジビリティの向上を図り、二国間の関係を強化する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、GEM Authority (含、GEM 第一館長補)を C/P 機関とし、我が国の類似案件での経験・教訓を踏まえ業務を行う。(複数回の現地業務・国内業務となるが、いずれの回も同様の業務内容である。)

(1) 現地業務(2024年1月上旬～8月下旬)

(a) C/P に対し、以下に関する助言・提言を行う。

- ① GEM の運営・マネジメントに際し、運営に係る文化遺産の有効活用に関する助言・提言等の作成。
- ② GEM の展示物の入れ替えや、国内・外の博物館等での文化遺産活用に係る先駆的なデジタル技術導入実績の調査の実施及びそれら等をもとにした GEM 文化遺産に係る展示・公開のための助言・提言等。
- ③ エジプト国内外の博物館・研究機関との文化遺産活用に係る連携強化を促進

するための助言・提言等の作成及び収蔵品の価値に見合った、保存修復・展示・研究・教育を行える機能を備えた新しい博物館の在り方の提言等。

- ④ GEMに配属されたスタッフの博物館マネジメント分野の能力強化。
- ⑤ 博物館イベント（含、チルドレンズミュージアム）や広報資料作成等のプロモーション活動における文化遺産の有効活用にかかる提言等。

(b) JICA エジプト事務所に現地業務結果報告書を提出し、現地業務結果を報告する。

(2) 準備業務／整理業務（2024年1月、4月、8月）

- (a) JICA 中東・欧州部と協議を行い、本専門家派遣の目的・趣旨、活動方針等を確認する。
- (b) JICA エジプト事務所と連絡を取り、現地での日程の確認を行う。
- (c) 業務ワークプランを JICA 中東・欧州部に提出、報告する。
- (d) 現地業務結果報告書及び専門家業務完了報告書を JICA 中東・欧州部に提出し、報告する。
- (e) 国内での文化遺産を活用した事業の実施（必要に応じて）
- (f) 専門家業務完了報告書を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) 業務ワークプラン（第1次現地派遣前）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
和文2部（JICA 中東・欧州部、JICA エジプト事務所へ各1部）
- (2) 業務従事月報（毎月）
和文2部（JICA 中東・欧州部、JICA エジプト事務所へ各1部）
- (3) 現地業務結果報告書（各派遣時）
和文2部（JICA 中東・欧州部、JICA エジプト事務所へ各1部）
ただし、第3次現地業務結果報告書は「(4) 専門家業務完了報告書」をもって代えることとする。
- (4) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA 中東・欧州部、JICA エジプト事務所へ各1部）

2024年8月30日（金）までに提出
なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航経路は、日本⇄ドバイまたはアブダビ⇄カイロを標準とします。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。
但し、業務人月及び渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし

イ) 宿舎手配：なし

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：なし

カ) 執務スペースの提供：GEM内における執務スペース提供

（2） 参考資料

- ① 本事業に関連する「大エジプト博物館建設事業」については次のリンクの資料をご参照ください。

大エジプト博物館建設事業_事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_EG-P40_1_s.pdf

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 博物館における文化遺産活用に係る業務経験及び、考古学（エジプト等）に関する知識を有することが望ましいです。

③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10

月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ⑤ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑥ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上